

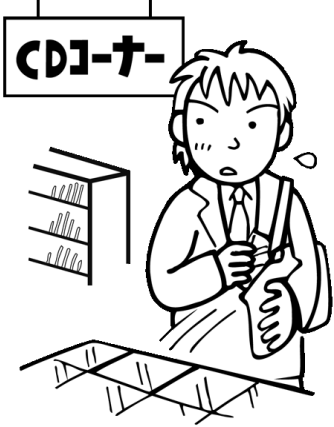
安全・安心まちづくりNews 第169号

万引きは犯罪です！

問題です。下のかっこにはいる数字をお答えください。
選択肢 【1, 3, 5, 10, 15, 20, 25, 30, 50, 100】

万引きは (①) 年以下の懲役又は (②) 万円以下の罰金

万引きは、ゲートウェイ犯罪と呼ばれ、「これは悪いこと」という意識が薄れ、より重大な犯罪に手を染める契機となります。



万引きは犯罪です。店にお金を払っても罪は消えません。また代金を払わずに店を出た時だけ犯罪が成立するのではなく、店内で商品をポケットやバッグ等に入れても犯罪は成立します。店の中なら許されるといふものではありません。



万引きは少年の犯罪と考えられがちですが、高齢者の犯行もみられます。

買い物時の必需品、エコバッグ...

プラスチック製レジ袋の無料配布終了に伴い、エコバッグを持参して買い物をすることが増えました。

万引きの疑いをかけられないようエコバッグの使い方も考えたいものです。たとえばレジまでは折りたたんでおく、レシートは受け取り保管するなどです。



~10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金~